

(前回平成14年 吹田市立学校適正規模検討会議の意見書抜粋)

1 大規模校の適正化について

大規模校については、学校施設の使用に制限を受けやすいというデメリットがある。現在の教育改革の流れは、これまでのように普通教室での一斉授業を中心とした教育から、体験活動を重視した教育や、情報機器などを活用した多様な学習方法による教育を重視する方向へ進んでいる。また、きめ細かな指導を行うために、教科によっては少人数集団で教育を行う方向にある。こうした今の教育の流れに、ハード面での対応が困難な大規模校については、優先的に適正化に取り組む必要がある。

大規模校の適正化を図る方策としては、まず学校の新設などのハード面の整備が考えられるが、昨今の財政事情や用地の確保など本市の状況には大変厳しいものがあり、また、吹田市全体の児童数が減少しつつある状況を鑑みれば困難であると考えざるを得ない。したがって、今後許容範囲を上回ると予想される学校については、通学時間や通学路の問題などを含めた個別の事情を十分に考慮しながら、校区の調整などの手段によって早急に許容規模・適正規模が維持されるよう検討すべきである。

2 小規模校の適正化について

小規模校については、適正規模を下回る場合でも、個に応じたきめ細かな教育ができるというメリットがあり、ある程度の規模までは工夫によりデメリットを補うことも可能である。そのため、個に応じた教育の推進や、地域に開かれた学校づくりによる人間関係の活性化などの特色ある教育が行われるように促し、その状況を見極めながら適正化を検討することとする。

しかし、許容範囲をも下回る学校については、集団生活の良さが生かしくいことや、集団生活を通して培われる様々な資質や能力の向上が期待しにくいことから、早期に適正化に取り組む必要があり、個別の事情等を十分考慮しながら校区の調整や学校の統合などの手段によって早急に許容規模・適正規模が維持されるようにすべきである。

3 他の適正化方策について

今後適正化を進めるにあたっての基本的な方向性と考え、校区の調整で適正化を図ることがどうしても困難な場合には、個々の地域の状況を勘案しながら、他の方策についても検討する必要がある。例えば、学校間交流の促進などで教育の活性化が期待できる場合は、一部の地域で大規模校の一定人数の児童生徒を校区外の小規模校へ通学させることや、校区を状況に応じて柔軟に調整できるようにすることなども含め、是正のための可能な限りの方策について検討すべきである。